

平成 16 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社シモジマ
代 表 者 名 代表取締役社長 下島 淳延
(コード番号 7482 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役経理部長 谷中 浩三
(TEL 03 - 3862-8626)

自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 5 月 20 日(木)開催の当社取締役会において、自己株式の処分に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

記

- (1) 処分株式の種類及び数 当社普通株式 540,000 株
- (2) 処 分 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により下記「(3)処分方法」に記載の売出価格決定日に決定します。
- (3) 処 分 方 法 売出しとし、大和証券エスエムピーシー株式会社及び三菱証券株式会社に全株式を買取引受させます。なお、売出価格は日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、売出価格決定日(平成 16 年 5 月 31 日(月)から平成 16 年 6 月 2 日(水)までのいずれかの日。以下、「売出価格決定日」という。)における株式会社東京証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90 ~ 1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、売出価格決定日に決定します。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である処分価額を差し引いた額の総額とします。
- (4) 申 込 期 間 平成 16 年 6 月 3 日(木)から平成 16 年 6 月 7 日(月)まで。なお、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 1 日(火)から平成 16 年 6 月 3 日(木)までとなります。
- (5) 払 込 期 日 平成 16 年 6 月 8 日(火)から平成 16 年 6 月 10 日(木)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 8 日(火)となります。
- (6) 受 渡 期 日 平成 16 年 6 月 9 日(水)から平成 16 年 6 月 11 日(金)までのいずれかの日。すなわち、上記(4)申込期間に記載のとおり、需要状況を勘案した上で、申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って受渡期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 6 月 9 日(水)となります。
- (7) 申 込 証 拠 金 1 株につき売出価格と同一金額とします。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 売出価格、処分価額、その他この売出しによる自己株式処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 下島 淳延に一任します。
- (10) 本売出しについては、平成 16 年 5 月 20 日(木)に証券取引法に基づく有価証券通知書を提出しています。

ご注意：この文書は、売出しによる自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 自己株式の処分の目的

今般、上記売出しによる自己株式処分を実施することといたしましたが、これは個人株主の増加による当社株式の分布状況の改善と、一層の流動性の向上を目的としたものであります。

2. 自己株式の処分による手取金の使途

全額を設備資金に充当する予定であります。

3. 処分後の自己株式数

今回の自己株式の処分後、当社が保有する自己株式数は 1,100 株(ただし、単元未満株の買取請求に基づき取得した自己株式数は含んでおりません。)となる予定であります。

以 上

ご注意：この文書は、売出しによる自己株式の処分に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。